

給付奨学生採用候補者の自宅外月額支給早期化に関するQ&A

【令和5年2月版】

Q1 【自宅外月額支給早期化】 自宅外通学支給月額振込みの早期化というのでしょうか。

A1 大学等予約の採用候補者に限り、進学先の学校を通じて、自宅外証明書類の提出ができる場合は、進学前であっても3月から提出を認めることとしました。機構が定める締め切りまでに証明書類を提出し、不備なく審査が完了した場合は、進学届提出後、初回振込みから自宅外月額を適用するというものです。

Q2 【自宅外月額支給早期化】 全ての学生が最初から自宅外月額で振り込まれるのでしょうか。

A2 大学等予約の採用候補者で、3月中の機構が定める締め切りまでに、進学先の学校を通じて、自宅外証明書類を「自宅外通学事務処理センター」に提出し、不備なく審査が完了した場合は、進学届提出後、初回振込みから自宅外月額で振り込まれる予定です。従来通り、進学届の提出後に自宅外証明書類を提出する場合や、在学採用の場合は、初回は「自宅月額」が振り込まれます。在学採用については、従来通り、奨学生番号が付与されてから自宅外証明書類を提出してください。

Q3 【自宅外月額支給早期化】 4月の初回振込みから自宅外月額を受けるためには、いつまでに進学先で手続きを行う必要があるのでしょうか。

A3 3月中の機構が定める締め切りまでに自宅外証明書類を提出し、不備なく審査が完了し、かつ進学届を4月に振り込まれるための1回目の提出期間内に提出する必要があります。

Q4 【自宅外月額支給早期化】 3月中にはまだ住居が決まっておらず、賃貸借契約書等が準備できないのだがどうしたらよいのでしょうか。

A4 従来通り、進学届の提出後に自宅外証明書類を提出してください。その場合は、初回振込は自宅月額となります。

Q5 【自宅外月額支給早期化】 自宅外月額を希望する学生については、全員、進学前に大学等にて手続きを行う必要があるのでしょうか。

A5 希望者全員が進学前に手続きを行う必要がある訳ではありません。従来通りに4月以降に手続きが可能です。その場合は、進学届の提出後に自宅外証明書類を提出いただきますが、この場合は早期化の対象にはなりません。

Q6 【自宅外月額支給早期化】3月の早期化の際にはどんな書類を提出したらよいでしょうか。

A6 提出書類は従来と変更ありません。様式 35「通学形態変更届（自宅外通学）」と自宅外証明書類を「自宅外通学事務処理センター」に提出してください。

Q7 【自宅外月額支給早期化】予約採用申込時から、申請書類提出までの間に採用候補者決定通知に記載の候補者氏名に変更が生じていますが、どのような手続きを行えばよいでしょうか。

A7 申請書類に変更前後の氏名が記載された住民票を添えて「自宅外通学事務処理センター」に提出してください。また「改氏名届（様式 3）」に自宅外月額審査早期化の者である旨を余白に記載して採用係へ FAX 送付（FAX:03-6743-6669）してください。進学届は採用候補者決定通知に記載のと通りの氏名で提出してください。

Q8 【自宅外月額支給早期化】申請書類提出後、進学届提出までの間に採用候補者決定通知に記載の候補者氏名に変更が生じていますが、どのような手続きを行えばよいでしょうか。

A8 「改氏名届（様式 3）」に自宅外月額審査早期化の者である旨を余白に記載して採用係へ FAX 送付（FAX:03-6743-6669）してください。進学届は採用候補者決定通知に記載のと通りの氏名で提出してください。

Q9 【自宅外月額支給早期化】予約採用申込時から、進学届提出までの間に生計維持者の変更（住所変更含む。）が生じていますが、どのような手続きを行えばよいでしょうか。

A9 変更後の生計維持者情報にて、様式 35「通学形態変更届（自宅外通学）」を作成してください。また、進学届にて、生計維持者情報を変更してください。

Q10 【自宅外月額支給早期化】申請書類提出後、進学届提出までの間に生計維持者の変更（住所変更含む。）が生じていますが、どのような手続きを行えばよいでしょうか。

A10 申請を取り下げる旨を任意の様式にて採用係へ FAX 送付（FAX:03-6743-6669）してください。その上で、正しい生計維持者に修正した申請書類を「自宅外通学事務処理センター」に再提出してください。

Q11 【自宅外月額支給早期化】申請書類を提出しましたが、進学届提出までの間に自宅通学となることが決まりました。この場合、どのような手続きを行えばよいでしょうか。

A11 申請を取り下げる旨を任意の様式にて採用係へ FAX 送付（FAX:03-6743-6669）してください。

Q12 【自宅外月額支給早期化】大学の寮に入寮予定ですが、手続きを行う時点では入寮していないため、入寮証明書の発行ができません。証明書類としては、入寮許可書などの入寮予定であることを記載した書類でもよいでしょうか。

A12 証明書類で以下①～④の事項が確認できれば、入寮許可書などでも不備にはなりません。

ただし、入学後に入寮の事実がない場合は、申請を取り下げる旨を任意の様式にて採用係へFAX送付（FAX:03-6743-6669）してください。

- ①入寮日（給付始期が含まれている月であること 例：4月支給始期の場合、入寮日が4月1日）
- ②寮費（部屋代であること）
- ③本人氏名（入寮者として記載されていること）
- ④寮の所在地